

第10回船橋市保育のあり方検討委員会 会議録

日 時	平成22年10月14日(木) 午前9時31分～11時35分
場 所	船橋市役所9階第1会議室
出席委員	森田委員、菊池委員、中原委員、飯島委員、田中委員、生田委員、鈴木委員、上杉委員、黄木委員、小関委員
欠席委員	柴田委員、石井委員、木野内委員、佐藤委員、大岩委員
市 職 員	込山健康福祉局長、川名部子育て支援部長、佐藤保育課長、伊藤保育課課長補佐、小原児童家庭課長、高山児童育成課長、香取療育支援課長
事 務 局	健康福祉局子育て支援部保育計画課 鈴木課長、古畠課長補佐、栗林計画班長、田中副主査、佐々木主任主事
次 第	1. 議事 (1) 一次報告書に対する市の考え方について (2) 今後の論点について (3) 部会の設置について (4) その他
傍聴者の定員、実数	定員20名、傍聴者3名
会議の公開、非公開の区分	公開

○会長

定刻になりましたので、ただ今より、第10回船橋市保育のあり方検討委員会を開催いたします。

本日は、皆様大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

なお、本日、柴田委員、石井委員、木野内委員、佐藤委員、大岩委員より、欠席との連絡が入っております。また、生田委員は、ご欠席との連絡はありませんけれども、若干遅れられているようですので、ご了解いただけたらと思います。

まず、会議の公開についてですが、本日の議題には不開示情報が含まれておりませんので公開とし、また、傍聴人の定員につきましては、20人とすることを決めさせていただきました。

なお、本日の傍聴希望者は3人いらっしゃいます。

定足数は大丈夫ですね。事務局、いかがでしょうか。

○保育計画課長

大丈夫でございます。

○会長

それでは、傍聴人の方にお入りいただきください。

[傍聴人入場]

○会長

傍聴人の方に申し上げます。注意事項がお手元にお配りしてあると思いますが、その注意事項を遵守していただきたいと思っております。特に、私語は会議の妨げになりますので、慎んでいただきますように、よろしくお願いをいたします。

なお、本日の会議終了時刻ですが、11時30分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

1. 議 事

(1) 一次報告書に対する市の考え方について

○会長

それでは、本日の議事を進めます。

まず、議事1、一次報告書に対する市の考え方についてですが、事務局から説明をお願いいたします。

○子育て支援部長

では、会長、私のほうから。

前回の会議では、一次報告に対する市の考え方をイメージ図でお示しましたが、その後、具体的な検討を進めましたので、ご説明をいたします。

資料1をご覧ください。一次報告書の柱立てごとに検討結果を記載しております。

まず、市より検討を求めた3つの論点についての1点目でございます。公立保育所、私立保育所の役割についてでございます。公・私立保育所は、ともに認可保育所として、引き続き保育サービスの

提供を行っていく役割を担いますが、待機児童の増加や、児童福祉の観点で多くの課題を抱える子どもと子育て家庭が増えている現状を踏まえ、新たな役割分担が必要であると認識しております。

公立保育所では、公であることの特性を生かして、他の子育て支援関係機関等の連携を強化し、要保護・要支援家庭などへ支援を図るなど、地域における子育て支援の充実を図ってまいります。

私立保育所では、既に、生田会長を初めとする船橋市私立保育園協議会「一時保育・休日部会」のご協力をいただき、一時保育の利用拡大について、利用しやすさの面も含めて検討を開始しております。そこで市も一緒に検討を行い、拡大に努めたいと思っております。また、私立保育所での発達支援保育への取り組みを促進できるように、補助制度のあり方について検討を行います。

次に、関係者の皆様のご協力をいただき、公・私立保育所、幼稚園、認可外保育施設からなる新たな協議会を設置し、連携・交流を図ることで、地域の子どもたちや家庭を支える体制を構築していきたいと思っております。

2点目、保育の質の向上についてでございますが、ご指摘のとおり、保育所の入所定員の円滑化により、保育内容や施設面での余裕がないという状況があることから、定員増を伴う保育所整備を引き続き進めてまいります。

また、保育の質の向上のためには、保育所保育指針を踏まえ、各保育所の意見を調整しながら、船橋市の保育ガイドラインを作成するとともに、各保育所で積極的に自己評価に取り組むことが必要だと考えております。さらには、新たな協議会で保育の質についての協議、研究や研修を行うことで、市全体の保育の質の向上につながることを期待しております。

3点目、公立保育所の民営化についてでございます。一次報告書では両論併記でしたが、市民意見は、前回ご報告したように、条件つき賛成が少数で、反対意見が多く出されました。主な理由としては、「民営化の移行期などにおける子どもへの影響が心配である」「私立保育園では若い保育士が多いが、若手からベテランまでバランスのとれた配置が望ましい」「発達支援保育や食物アレルギー対応は公立保育園のほうが充実している」などございました。

しかし、児童福祉の観点で多くの課題を抱える子どもと子育て家庭が増えている中、市としては、今後、虐待防止や保育所に通わない多くの子育て家庭への支援の強化、保育所の待機児童対策を進めるため、財源と人材を生み出す必要があり、その有効な方法の一つが公立保育所の民営化であると考えております。民営化を行うためには、市民の疑問や不安を解消できるように、例えば受託者選定方法、移行期の進め方や民営化実施後の配慮事項などについて、公立保育所の保護者や職員といった当事者による話し合いの場を設け、検討する必要があると考えております。

次に、保育のあり方に関する5つの提言のうち、1点目、「保育所に入所を希望しているが入所できない待機児童への効率的な対応」についてでございます。今まで市で進めてきた新設・改築等による認可保育所の定員増だけでは、待機児童の解消がなかなか進まないことから、例えば認証保育制度の検討、家庭的保育事業の充実、幼稚園における預かり保育についての協議、一時保育の利用拡大や地域の子育て支援の充実など、さまざまな観点からの施策の検討を行ってまいります。

2点目の「地域で暮らす乳幼児期の子どもと家族（特に3歳未満児親子）への支援のあり方」についてでございます。子育て家庭の育児の疲れや不安の高まりに対応するため、公立保育所の地域における子育て支援の強化、緊急的一時保育の実施、ネットワークの構築、出張相談の実施による相談体制の強化などを考えてまいります。

3点目の「保護を必要としている子どもと子育て家庭への地域支援体制」についてでございます。生活の中での具体的な支援として、要支援家庭に対する公立保育所保育士等の家庭訪問、公立保育所の発達支援児受け入れ拡大、私立保育所における発達支援保育の拡大促進、家庭児童相談室の機能強

化等を検討してまいります。

4点目の「保育施設など子育て支援施設の役割分担と連携」についてでございます。具体的には、公・私立保育所、幼稚園、認可外保育施設による協議会の設置、(仮称)地域子育て支援ネットワーク構築の研究などを考えております。

5点目、「既設保育所の耐震対策、保育の環境整備と質の担保」についてでございます。まず、保育所の耐震対策は大きな課題であり、引き続き進めてまいります。また、保育ガイドラインを作成するとともに、保育の環境整備や質の担保のための方策を考えてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

今、私どもが報告書として市長に出ささせていただきました一次報告に対する市長を含めた市からのご説明がございました。市から求められた論点、具体的には3つの問題に対する私どもの回答に対する意見、そしてそれに至る議論のプロセスに対する市の考え方についての説明をいただきました。この言葉の意味等について確認をしながら、まず市の私どもの一次報告に対する意見について、皆さんとの共有を図っていきたくて思っております。

なお、本日は、これからの論点について、私どもの委員会がなさねばならない重要な部分がございます。一次報告書を受けて、その後、今、2期目の議論に入っているところですので、そちらにも十分時間をとりたいと思っておりますし、また、そこでの議論にもかかわってくださることがあると思っておりますので、まず市の考え方に対する質疑で話を進めたいと思っております。

それでは、どうぞご発言のある方は挙手をお願いいたします。

はい、Aさん。

○A委員

拝見し、ご説明も伺いましたが、私は本当に全部ちゃんとやる気があるのかというのをすごく疑問に思いました。どちらかという一次報告で書かれていることを並べ直して、ちょっとつけ足したぐらいな感じで、新たにこの考え方で、何をどう進めるのかがさっぱりわからない。意見募集のときの市民の声の中にたくさんあったのは、「具体性に欠けていて、何がしたいのかわからない」「何をどうしたいのかわからないから何とも言えない」、だから皆さんは、自分たちの体験から出た感情とか考え方に基ついて総論反対するしかなかったから、ああいう結果になったのではないかと私は思っているんですけども、それと全く進展がないわけです。

結局、皆さんの不安のものが何なのかということ、きちんと分析もされていない。分析をしないで書いているから、こういう曖昧なものになってしまうのだと思います。60万都市の中のたかが800の市民の声ではありますが、あの人たちの本当の不安というのは、結局、この民営化ということに対して、どういうふうに行行政が責任をとってくれるのかをきちんと表してくれ、ということが市民の不安の声の根源なわけで、それに対してはここに何も書いていない。私は、これは話し合うとか、そういう曖昧なレベルのものではないと思うんですね。行政はきちんと提案をして、それを説明して、納得を得るのが仕事だと思うんです。これから話し合うとは何なのか、市民の声を聞くとは何なのかと、そこは私は非常に強い怒りを感じます。

また、ご提出されたこの図面も、前回、局長がざっくりとしたものを作りましたと。ざっくりとしたものなのだったら、2回目はもうちょっと突っ込んだものを出してくるんだろうと私は期待していたんですけども、全く変わっていないですね。このざっくりとしたプランの一番いけないのは、本

当に誰が何の責任を持つのがさっぱりわからないということです。地域交流の保育士が地域に出て行って、要支援のお子さんを発見したり、訪問したりする。そういうのはいいかもしれませんが、でも、保育士はただの保育士ですから、持って帰ってきた情報をどういうふうに誰が処理するのか、さっぱりわからない。在宅支援を保育課がやるんですか。児童家庭課は何をするんですか。組織の規則とか、事務分掌とかあるでしょう。普通、そういうところは公務では重複しないようにできているはずなのに、何で同じ仕事を両方でやるんですか。どちらの課が責任を持つんですか。すごく責任体制が不明確な提案なんです。

こんなことをやっても、結局、雲散霧消しちゃいますよ。そこは非常に頭に来ているんです。これを出されて何をどう検討するのだと。このプランの中の何がよくて何が悪いなんていうことを言えるわけがない。だから、私は民営化の検証をちゃんとしてほしい。財政問題もきちんと説明してほしい。資料を出してほしい。民営化をしたいというプランを出すのであれば、何人の保育士を確保したいから何園民営化したいとか、そこまできちんと出してくれなかったら、こんなの話になりませんよ。そこは当事者同士で考えることではなくて、行政がきちんとプランを提案するものであるはずなんです。それがみんなすべて茫漠としていて、あり方委員会にすべて投げている。私はすごく無責任な議論のやり方だと思って、非常にこれについて怒りを正直覚えております。

あと、このプランが一番いけないのが、結局、あいプランと同じで、総花的に全部羅列してあるだけなんです。あいプランは、あそこまで皆さんが知恵を集めて、いろんなアイデアを出してやってくださっていますけれども、全部一律で均等にやっているから、目に見えた効果がほとんど出ていない。「知られていないですね」「課間の協力ができていないからですね」「広報が足りないですね」「もうちょっとやればいいですね」とかいろんな意見がありましたけれども、あれが一番いけないのは、優先順位づけとか何が何もされていないところなんです。

これ全く同じで、結局、一番したいのはもしかしたら民営化なのかもしれないんですけど、民営化というのは、どう考えても最低で2年かかるわけです。その民営化で浮いた人材を地域支援に回すと言っているんですから、2年間、地域支援を何も行わないという、そういう無責任なことなんですか。私はそこがやっぱりちょっと甘いんじゃないかと。自分も組織人として働いていますから、どういう事業を起こしたいときにはどういうものを用意しろということは、すごく厳しく組織から要請されて、こういう提案物をつくるときは、必ず詰めに詰めた資料を出します。こんなぬるい提案、このレベルの段階のものは普通外には出しません。もうちょっと組織内でたたいたものを出します。具体性のある提案が何も無い。検討するための材料もない。これで一体どこまで、11月18日という最終が決まっているところでこんなゆるゆるな提案をされたって、あいプランと同じですよ。総論よかったですね、ということにしかありませんよ。

緊急にやらなければいけないのは、せっかく11月18日でこの委員会というのは終わるわけですから、普通考えれば、きっと何かしら予算措置まで持っていくものがあるでしょう。できることだっているんじゃないですか。無認可保育所への補助の考え方とか、幼稚園の預かり保育への補助だとか、いろいろお金で何とか解決できるものだってあるはずなんです。そういったものは2年後の民営化のことを云々かんぬんと言うのと同時に、スケジュール観を持って進めるべきことで、そのスケジュール観がどこにも書いていない。

逆に言えば、民営化は2年間時間があるわけですから、丁寧な議論だってできるわけですよ。民営化の話というのは非常にセンシティブでハイリスクな問題なんですから、ステークホルダーである、利害関係者である当事者にきちんと説明することが大事だということぐらいわかるんじゃないかと思うんですけど、この部会の提案というの自体、私は非常に頭に来ているんです。ステークホルダー

である利害関係者を、このあり方委員会の下部組織に置くというのは何なんだと。こんな提案をよく出してきたなと思います。これ、保護者にけんか売っているつもりですか。

○会長

よろしいですか。ちょっと一旦切らせてください。

○A委員

はい。

○会長

今、Aさんからご意見がございました。このことを含めて委員の方からのご発言があれば、重ねた上で、市からご発言を求めたいと思います。

○B委員（有識者）

詳しい部分のお話は、今後、この委員会が何を議論すべきだと考えていらっしゃるのか、そして部会の構成とか、そこで何をやるのか、権限とか、その話をお聞きした上でないと具体的なことは申し上げられないので、また後ほどお話ししたいと思っておりますけれども、私もこの資料1を見て、Aさんとちょっと立場が違うかもしれないけれども、やっぱり今までここで議論してきたのは一体何だったんだろうというむなしい気持ちにとらわれました。そうでなければそうでないと言っていたきたいのですが、これは行政当局としては先送りするという事かと、そういうメッセージを感じたぐらいです。ここから何をどうつくり上げていくのかという部分ですね。率直な印象として、まずそういうことを感じたということをお願いしたいと思います。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○C委員

私も、今まで話し合ってきたのが何だったのかなというのをすごく感じました。今までは耐震がすごく問題だということで、民営化も含めて、そして財政がない中でという議論がされてきたと思いますが、耐震はどうなっているのかというのが、これでは全く見えてこないです。耐震問題がちょっと最後に書いてありますが、そもそもは耐震があつて、耐震の補強をするために、改築するために、どうしたらいいかということでの議論の出発だったように思いますが、そのことが全然触れられていないということでは、何のために今までここで議論してきたのかというのを非常に疑問に感じました。

○会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、一次報告について、今お話がありました具体性について、今回、市がここまで書かれたことの意味、そして例えば今後の実現のスケジュール等について、あるいは予算措置について、どこまで今の段階でお話しいただけるのか。そして、これの具体化ということについてはどのようにお考えなのか。このあたりの問題についてご発言いただけませんかでしょうか。

○子育て支援部長

事務局からですけど、今回、あり方から受けました報告につきまして、市の考え方を今述べさせてもらったわけです。それと同時に車座とか意見募集でたくさんいただいた市民の方の意見も踏まえながら、提言を受けた中で、市としてはどう考えているかということで、一つ一つのこの項目について今述べたとおりです。ここで具体的にできるのかどうかという部分もあったのですが、これは着実にやりたいという考えでおります。

それで、こういう市民の声をいただいた中で、不安とかそういう部分もあります。あと地域支援、待機児童対策をするには、やはり民営化も一つの方法ということで、今回述べさせていただきました。そういう中で、まだまだ民営化についてのいろんな配慮事項もありますので、そういう部分の作業部会を今回立ち上げて、皆様の意見をいただきながら進めていきたいというような形で考えております。

○会長

市のほうからのご発言はそれで終わりでしょうか。

○健康福祉局長

今、いろいろご意見をいただいた点を大きく分けると、民営化に対して市民の800件の意見がありながら、それをどういうふうに考えているのかという部分と、ご提案している個々の施策の中身について、余りにも具体性がないのではないか、ただ総花的に羅列になっているのではないかと、そういうお話だったと思います。

2点目のほうからですが、こちらについては、例えば来年度実施する個々具体的な施策について、ここで来年これをやりますとか、具体的なプランとしてこういうふうにやりますというのを現段階で具体的にお示しするというのは、一つはちょっとこの場としても難しいし、またスケジュール的にも、今の時期のタイミングとしては難しいというところがあります。

今回お示したのは、来年何をやる、再来年何をやるという個々具体的なものではないのですが、ただ、今後の船橋にとっての子育て支援の政策の方向性、そして今後、とり得なければならないメニューは何かというのを、市として明確にさせていただいたということです。ただ、これを実際に実現するためには、当然、予算的な問題もごさいます。人材の確保の問題もごさいます。種々交渉もしなければなりません。財源の確保もしなければいけません。いろいろなそういうことがごさいます。ただ、我が健康福祉局のサイドとして、今後、子育て支援のために何をやらなければいけないのか、その方向性を市の考え方ということではっきり明示させていただいたということです。ただ、実現に向かったプロセスというのは、先ほど申し上げたとおり、今後いろいろごさいますが、目指すべきターゲットは何かということを念頭に置かせていただきたいと思います。

次に、民営化のほうですが、ご指摘にあったとおり、非常にレベルの高い、いろんな意味でかなり高度な問題だと思います。なればこそ、私どものご提案として、今後、いろんなメニューに対して、新たな財源、新たな人材を生み出すための一つの方策としての民営化というのをご提案させていただいたわけです。ただ一番大事なのは、そこで影響を受けるであろう保護者の方であり、お子さんであり、そういった方々のご意見をきちんと拾い上げて、可能であれば一番円滑なやり方というのがないかどうか、あるかどうか、それを検証する必要というのはあると思っています。

ですから、先ほどのご意見で、部会を置くなるとんでもないというお話がございましたが、逆でございます。私どもとして、今回、この民営化についてこういったご提案をさせていただきましたが、

勝手に市が進める、独走して民営化に突き進むということは全く考えておりませんで、お子様なり保護者の方、保育園の職員の方々のご意見、またこの委員会の先生方のご意見、そういったものを多様に拾い上げさせていただいて、その上でやるやり方というのを是非とも見出したいと思っています。そういった意味での部会の提案でございます。

ですから、800件種々ご提案がございました。前回のご議論の中でも、これらのご意見について、何か市の説明がもう少しきちんとできれば解決できる部分があるのではないかと、何かやり方があれば解決できる部分があるのではないかとといったご意見もございました。そういったことを保護者の方も交えた部会場で議論していただく、こなしていくということは、一つの有意義なやり方ではないかと、私どもはそういうふう考えたということでございます。

以上でございます。

○B委員（有識者）

確認させていただきます。これはとても重要な部分ですが、この考え方の1ページでも「有効な方法の一つが民営化である」と書いています。先ほど、「一つの選択肢として」という部長のご発言もありましたが、読み方として非常にまだはっきりしていないですね。今もそれは一つの選択肢としてという市当局としてのとらえ方なのでしょうか。それは民営化というものを前提にこれから議論していくということまでは至っていないという理解ですか。

○健康福祉局長

本日、このペーパーで申し上げたのは、「選択肢」という言葉は使っておりません。「有効な方法の一つが公立保育所の民営化である」と、こういった言い方をさせていただいています。多分に、貴重な財源、貴重な人材を生み出す一つのやり方として、民営化というのはまさに有効な方法、市としてとり得る方法であろうと思っています。

ただ、先ほども申し上げたとおり、これを実行するためには、保育園関係者の皆様のご意見であり、保護者の方のご意見であり、そういったところを拾い上げさせていただいた上で、これでいけるんだという部分があって、初めて市は民営化ですということだと思えます。私どもの整理はこういうことです。ただ、選択肢の一つという言い方ではございませんけれども、丁寧なやり方をとった上で、でき得る、やるべき政策の方向ではないかと思っております。

○会長

では、Cさんから。

○C委員

私の質問に答えていただけていないので。保護者の方はやっぱり耐震をすごく気にしていると思いますし、財政がない、耐震だということで、このあり方検討委員会も民営化も含めてということで、私はこの間の話し合いの中ではそういう流れだったと思うのですが、耐震についてはどういうふうを考えているのか。

○会長

もう一つ、Aさんからどうぞ。

○A委員

民営化で人材、財源を確保するのが有力な一つの方法だという、それは市の考え方としては構わないんですけど、さっきも言ったように、保育士さんというのは、言葉は悪いですけど兵隊さんなので、結局、ヘッドクォーターはどこに置くのだという、保育課が本当に在宅支援をどこまでやるつもりなのということ。今まで訪問事業だって何だって、本来は児童家庭課の仕事だったわけですよ。考え方によっては、この保育計画課をみんな児童家庭課につけたっていいじゃないですか。それぐらいの大胆な考え方が何でできないんだろう。事務局体制をきちんとするということは、市として責任を持つということ、責任体制をどういうふうに示すかということだと思んですが、私は全然そこが読み取れない。

民営化をするのにご意見を伺いますと言うんですけど、ご意見を伺った後、その意見をどうするのか、責任を持ってどのように反映するのかということがやっぱりわからない。結局、「聞き置きました。反対がありました。はい。だけどそれは受け入れられませんでした。終わり」では、それは誰も納得がいけないんじゃないですか。

部会の設置がとんでもないと私が申しあげましたのは、ここの資料に出てきた部会の案自体が、「公立保護者5人、公立保育所職員5人」と、現場の人しか出ていないじゃないですか。このプランの中に、責任のある発言ができる人が参加していないんです。何で事務局が出てこないんですか。何で責任ある人が出てこないんですか。結局、それは、保育の日常の中身のガイドラインだけつくればいい、そこに保護者の意見だけ反映すればいいという、そういう甘い考え方をお持ちなんじゃないか。全国の民営化の事例をもうちょっと研究されたほうがいいと思うんですけども、すごくシビアなことをやっていますよ。事務局側がどう責任を持って、それを保障するんだということを説明する場がないんですよ。

しかも、部会というのは11月18日までに存在する組織で、こんな大変な問題が終わるわけがないじゃないですか。別の検討組織を置くとかいう提案だったらまだ考えようがあるんですけど、こんな大事な問題を二月でやるような提案をしてくるということ自体が、本気でやるつもりがあるのかということ疑ってしまう。だから私はそれを、部会なんてとんでもないと申しあげたんです。

○会長

すみません。部会の話はちょっと後で議論をさせていただくということで。今、Cさんから、耐震を前提にした今回の民営化問題ですけども、耐震のための費用というものをどういうふうに市として調達してくるのか。この問題について、市のコメントがこの中に載っていないということに対する補足的な説明。そして、特に新しい提案に対しては、児童家庭課の責任体制と保育課の責任体制、つまりこういった行政組織での組織化というものをどう考えてこの提案がなされているのか。

この問題は、各5項目のポツのところに出てきますけれども、恐らく事業としては、形として役割がいくつかに分かれていく問題だと理解をしているのですが、その問題を具体的に、例えば保育課ができること、あるいは将来的にわたって保育課がなさること、それから児童家庭課がなさること。あるいはほかの新しい課をおつくりになるのか、それはわかりませんが、そういった行政の実施組織としてどういう組織をおつくりになるのか。その中に具体的な事業をどう位置づけるのか。いわゆる施策レベルではここに出てきているのですが、事業体としてどういう組織をつくり上げるかということがこの中に書かれていないことに対するご質問だと理解していますので、このあたりをどうお考えになるか。これは具体的には市では十分に議論をなさっていると思いますので、なぜここで書けないのか、今書ける段階にないのか、あるいはこれから検討というものの結果を出していただけるの

か、この点を含めてお話しいただければと思います。お願いいたします。

○健康福祉局長

耐震の問題につきましては、ここにも書かせていただいておりますが、そもそも粛々ときちんと実行していかなければならない最重要政策課題でございますので、この点についてはまた具体的に、後ほど部長なり課長からご説明申し上げます。

地域に出ていく保育士さんの役割、また、組織としての対応という点でございますけれども、ここは今後のお知恵なり、ご議論いただきたいところなのですが、公立の保育園の先生がいらっしゃる前で大変恐縮ですが、少なくとも公の保育士さんとしてご活躍いただき、また誇りを持ってこれまでお仕事して下さった方が、果たしてずっと保育園の中に閉じこもるという形のままでいいのか。今、先生がおっしゃったような兵隊さんなんですよということをそのままにして、そのお言葉のまま、今後その延長の活動でいいのかどうかというのは、今の子育て環境の変化などを考えると大きなテーマだと思います。やはりそこは大変ご苦勞、ご無理があるかもしれませんけれども、船橋の子どもたちのために地域でご活躍いただくという、そういった役割も今後検討しなければならないし、むしろそこは力として蓄えていただかなければいけない部分ではないかと私どもは思っています。というのが一つ。

それと、組織の体制ですが、これは結論から正直に申し上げます。現段階では、まだ課の役割分担等々までは議論が進んでおりません。そこまでの検討はできておりません。ただ、施策の方向性として、仮にこういった地域に出ていく保育士さんというのを認めいただき、また、市の中で、これでいくという段階になったときには、当然ご指摘のとおり、課としての所掌分担、役割分担を考えなければいけません。そこは政策の方向性が確定し次第、早急に検討する必要があると思っています。

また、少し話が離れますけれども、今、子育てに係る施策は、種々国でも動きがあります。そういった全体の動きの中で当然組織というのも考えていかなければいけませんので、今回ご提案しているこういった地域でご活躍する保育士さんの問題のみならず、さらにもっと広い視野、広い政策の中で、組織の役割分担というのはもちろん考えていかなければならないと思っております。

部会の件ですが、これは会長先生がおっしゃっていただいたように、後ほどご議論いただきたいと思っていますので、またそのところでご説明申し上げます。

○会長

ほかに、耐震の問題について。

○保育計画課長

耐震の問題でございますが、耐震強度の I_s 値というものがございまして、これの 0.3 未満の一番緊急に整備しなければいけない部分につきましては、平成 22、23 年度を中心に、公立保育園 4 園の建て替えの整備を進めているところでございます。

それからもう一つ、子育て支援センターの 1 カ所が、こちらは建て替えではなく耐震補強ということで、今、事務を進めております。

これ以外にも、0.3 以上で 0.6 未満のやはり耐震の補強なり建て替えなり必要な園がございまして、これについても段階的に今後実施できるように、各方面と協議しながら進めていって、29 年度におおむね 90% の耐震整備が終わることを目標に、今、事務を進めているところでございます。

以上でございます。

○会長

はい、どうぞ。

○A委員

今の局長のお話を聞いてちょっとよくわからなかったんですけど、結局、保育士さんの一人一人のスキルが高くて、それを地域に還元するという考え方、別にそれ自体は悪いとは思わないのですが、私が言っていることがどうして伝わらないのかがよくわからないんです。お一人お一人がいろんな情報を持ち帰ってきますよね。それをどのように責任を持って管理するのかということなんです。結局、大もとがなくて枝葉末節から決めて、その後、もとを考えましょうと。そういうのが、私は普通のプロジェクトのつくり方としてはちょっと理解ができない。普通、主管課が決まってからじゃないと、やり方というのは決まらないものなんじゃないんですか。私も組織人として普通に働いていますので、枝葉から決めるというのは見たことがないです。やっぱりきちんとしなければいけないのは主管課ですよ。そこに違う課から応援をいただくとかいうことはどこにでもある方法だと思いますし、よく見かけますけれども、そこで保育課からご協力をいただいて、保育士さんたちの高いスキルを生かしていただくように地域に出ていただくというのは、方法論として後から出てくるものであって、主管課がどのように考えているかのプランがなくて、何で枝葉から決めるんですか。それはちょっと普通は考えにくいというのがまず一つです。

○健康福祉局長

今のご質問の点ですけれども、どちらが枝葉でどちらが主かというところがあればなのですが、どこを主管課にするか、いわゆる役所の中でどこの課が担当するかという話は、これは大変恐縮なんですけれども、政策の方向性、政策の大筋をきちんと固めて決めて、これは役所の中の話ですから、ある意味、役所の中でそれを次に決めていくという段取りかなと我々としては考えております。これはご指摘のとおり、ある意味、保育士さんのご活躍という面では大転換の話でございます。いわゆる政策としての妥当性、優位性というものをまずきちんと決めて、その上で、これをやるためにはどういった組織的な役割分担が大事なのだろうか、どこが主管課なのだろうかというのを、この順番で決める必要があると思います。ただ、全くそういうことを考えないというわけではございません。それはもうこの施策の実施時期に合わせて、早急に検討していきたいと考えております。

○会長

ちょっといいですか。今の局長とAさんの議論、あるいはCさんと市の議論で、私は非常に大きな問題は何かというと、結局これをどういう形でこれから実現していくのか、その実現のプロセスと、そこに人とお金をどのようにつけるのか、あるいは責任組織が一体どこにどういう形で配置されていくのか、あるいはどういう議論を積み上げてそこにたどり着くのかということが明示されていないことに、やっぱりこの議論がなかなかきちんとかみ合わないことの原因があるように思います。

Aさんにも申し上げたいのですが、私自身、実は今までの議論は、いわゆる今までのような行政主導型縦割りの行政のわくにはいるものだけを作っていくということではない、子どもや子育て家庭の中にある問題を顕在化させ、それを皆さんと第1期の会議の中では議論し、また、先ほどもお話の中に出ましたけど、あいプランの中でも議論し、そうした当事者の抱える問題への新たな組織をつくりあげてでも対応していく施策化を期待したわけです。問題は出てきているわけですが、船橋が抱えて

いるこれがなぜ実現しないのか。それはAさんがおっしゃったように、私ももう長年この船橋とおつき合いさせていただいて感じていることなのですが、実現のプロセスが明示されてこない。どのような手順でどのような予算、あるいは人手、場所を使いながらこれを実現していくのか。その優先順位は何なのか。こういったことが明示されてこなかったことによって、今の状況が生まれてきている。それはAさんがおっしゃるとおりだと私も思っております。

この段階であれば、当然そういったものが明示されるわけで、出せないのだとすればなぜ出せないのか、それはいつなら出せるのか、そしてこの委員会はそのために何をすればいいのか、ということ由市から提示いただかないと、この委員会自体が迷走してしまうことになりかねません。

そういった意味で、ぜひとも今の議論を具体的に、そしてまた実のあるものにするために、市としての提案をお願いしたいと思っております。これは、今、中間での私のさばきの状況でございます。

ほかに何かご質問があればどうぞ。

○A委員

会長のご意見に追加という形をお願いなんですけど、もし考えていただけるのだったら、公立保育園の保護者にとってみれば、既得権というものを、言い方は悪いですけど、強制的に剥奪されるところがあるわけですから、それなりのきちんとした説明資料と根拠が必要だにご認識いただいたほうがよろしいかと思えます。

皆さんも車座ミーティングのときにおっしゃっていましたが、保育園を民営化した財源、人材を、どのようにどのレベルでどうやって生かしていくのかをはっきり説明されないから、それを納得していいものか、納得して悪いものかわからないというご意見が、聞いている中で結構あったと思うんですね。それはとりもなおさず、何園やりたいのか、何人確保したいのか、それをどういうふうに使っていきたいのか、どこに置くのか、地域交流の保育士さんを各園にばらまいて、例えば新しい一時保育士室なりを耐震化した工事にあわせてつくって、そこに1人置いていただいて、そこをベースとして出かけていくのかとか、いろんな考え方があると思うんですけども、そういったところが全然わからないということがありますので、そこをもうちょっと追加する資料をまず出していただきたいと思えます。

あとは、先ほど申し上げたようにスケジュール観。今年内にするのか、実現するかどうかというのは、庁内のご検討があるのは私だってわかり切っているし、議会だってありますから、そんなことは理解しているのですが、どういうふうに進めていきたいのかに関してスケジュール観がないというのは論外だと思います。そこは、22年度予算を取りたいなとか、23年度予算でこれをやりたいなとか、24年には何をやろうかとか、それは、本当は進め方と直結しています。わからないで、いいも悪いも何とも言えないし、それが出ないのだとすると、責任体制が全然わからないですから、やっぱり総論反対としか言わざるを得ないですよ。そこはできるだけ資料を追加として出していただきたいということ。

あと、どうしてもやっぱりもうちょっとはっきり言っていただきたいのが、民営化というのをどういうやり方でやりたいのかということ。それをきっちり出してください。今までは「指定管理者で」とずっと言っていたらっしゃいましたが、これが民間移管でやるのか、指定管理者でやるのかすらもご提示がなかったら、条件とか考えられないですから、どういう配慮をするのかとか何とか、その根本の考え方の提示がないから何とも言えないんです。

○会長

この提案について、ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ、D委員。

○D委員

私もこの図で、今後、公立が受けていくであろういろんな事業とか、そういったものを見ましたけれども、現場から言いますと、この地域に出ていく保育士が、予算を獲得された中でまた新たに輩出されるのかどうか。また、地域との連携というところでは、どういうふうに連携をしていって、誰がコーディネートをして、どういうふうに誰が指揮をとるのかということところが、本当に具体性に欠けていて、私たちはこれから受けていかなければいけないのですけれども、説明のしようがないというところは本当に感じております。そういったものもうちよっと示されれば、現場に持ち帰って、またちよっと、こういうふうに変わっていくかもしれないということは言えると思うのですけれども、やっぱりこのイメージ図では、私たちも説明のしようがないということと、まだちよっと不安を抱えております。

○会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○C委員

何回聞いても耐震と民営化とのかかわりがわからないのですけれども、そもそもの発端は、このあり方検討委員会はそこから出発したと私は認識しているのですが。

○会長

この民営化の問題は耐震化から来たという認識は、それだけではありません。私はそう理解しています。耐震化問題もあるけれども、あいプラン等で非常に多く出てきている地域での子育て支援への要請、あるいは支援が必要な家族、子どもたちが急増している、そのことに対して一体どういう新しい保育システムをつくっていくのか。この問題を含めて検討いただきたいということの中で、私はあいプランの委員長としてこれの座長をお引き受けしたので、耐震問題それだけではありません。そのことだけはちよっとご了解いただきたいと思います。

ただ、今、お話しいただいたように、耐震は何年にやるということと、民営化の問題をどう連動させるかという問題については、お話の中で十分に理解できるという状況ではなかったもので、そのことについては市から、今お話しいただけるのか、あるいは資料をおつくりいただいて、次回にきちんとご報告いただけるのか。このあたりのところで、今現在もう既に出されている資料等でこれを見ればわかるということであれば、お話しいただければと思います。お願いいたします。

○保育計画課長

今、お話にあったように、耐震の問題が一つ取り上げられたと思うのですが、この間、市の説明といたしましては、保育所の経営に110億円かかっている。ただ、市のやらなければいけないことは、耐震もあり、820人を超えるような待機児童対策もやらなければいけない。それから、先ほどから議論になっている地域支援、新たに提起された部分もやらなければいけない。限りある財源の中で、あるいは限りある人材の中で、これをどのようにしていくかということが問題なのであって、

個々に、じゃあこれに使うのか、あれに使うのかということではなくて、子育て全体の施策の中で、市の財源の割り振りなどの効率化を新たに考えていかなければいけないという趣旨で来たと思います。その議論の中で民営化という部分も出てきたと考えております。

以上です。

○会長

としますと、耐震のための予算、具体的には 22 年度何園というお話が先ほどございましたけれども、そのことを含めて、予算措置についての民営化と絡めた今後の保育を中心とした予算がどれぐらいいかかっていくのかについては、次回のときにお示しいただくことは可能ですか。多分、C さんからはそのことが要請されていると思いますので。

○保育計画課長

では、少なくとも耐震につきましては、どのぐらいかかるか、今進めている部分は次回に出させていただきます。

○会長

はい、どうぞ。

○C 委員

あと、民営化に伴ってどのぐらい財政の効率化が図れるのか。そして、いろいろな民営化の方法があるかと思いますが、今、市が提示しているのは指定管理者制度です。それも含めてどのぐらいかかるのか、どのぐらい財政が潤うのか、その財源をどこに使うのか、そして保育の質を担保するためにはどうするのかという具体的なものを出してもらいたいという資料請求をそのほかにもしていたはずで、その辺のこともお願いしたいと思います。

○会長

それについてはどういうお考えですか。

○健康福祉局長

今までご議論の中で、資料という意味では大きく 3 つ出てきたと思います。1 つは、先ほどご指摘いただいている耐震化の今後の実施予定、プランだと思います。

それと、そもそも論として、地域支援等々いろいろご提案させていただいていますけれども、その具体的ないわば工程表、どういうスケジュールでどういう中身をやっていくのかということだと思います。

ただ、先ほど私が申し上げたとおり、個々それぞれの年度でどう実現するかというのは、またいろいろ予算的な話もあり、なかなか難しい面はあるのですが、少なくともこういう考えで、こういう時期にやっていきたい、という内容をご用意しなければいけないと考えています。ただ、ちょっとお時間的にいただかなければいけない部分はあろうかと思うのですが、それが 1 つ。

ただ、その前提で、今日の考え方にも出させていただきましたけれども、市としてもいろいろ考えさせていただいて、その上で、やはり何かやるためには財源が必要であり、新たな人材の輩出が必要である。具体的に申し上げますと、要するに民営化をある意味前提とさせていただいて、その上での工

程表ということです。民営化できるかできないかという、ここからぐらぐらしていますと、もうそこで、そもそも新たな地域支援の工程表というのではありませんので、民営化すればこういったことができるというような形での工程表、そういう前提での工程表をご用意するということになるかと思えます。

その際に、C委員からもご指摘がございましたけれども、民営化による財政的な効果とか、人材的な効果とか、そういったものが示せるかどうか、その辺についても検討させていただきたいと思えます。

○会長

この問題はよろしいでしょうか。続いて、今後の論点の問題もありますので。

○A委員

民営化の話ばかりにまた偏ってしまったので、やっぱり何とか考えていただきたいのが、800人なり、もう1,000人になろうとする待機児童対策のお金の見込みと事業のプライオリティーづけ、そのところはもうちょっと考えないと、来年度またどうなるのかというのが本当に不安で、入れないお母さんたちからしたら本当に深刻で、繰り返しになってしまいますけど、民営化はまだ時間がありますから、来年どうするのか、補正とか23年度予算をどうするのかということをやっと考えていただきたいのと、あと国から37億円交付金が出ていると聞いていますけれども、そういったものを使うとかいうプランは何かないんですかね。

だから、民営化のほうだけというわけではなくて、直近でやらなければいけないことはまずこっちだと思うので、そのところのプランというのをおわせてきちんと出していただかないと、片手落ちということになってしまうのではないのでしょうかね。

○会長

ほかにご意見ございませんか。

はい、どうぞ、E委員。

○E委員

現場のところから、公立保育所の保育士が地域に行くということで限定があるわけですがけれども、実際、私も保育士ですが、現場に出ていくというときの、どこをどうすればいいのだという、総論では賛成ですし、そうだろうなと思うし、スキルは高いです。だけれども、実際どうするか、誰が上にいて指示してくれるとか、それを持っていったときにどこにつなげるかというのが、いま一つやっぱり見えてこないで、それが不安だなというのがあります。

職員間で話をしたときに、今現在の状況を今までもずっと話をしてきました。児童ホームにたくさん行っている。では、保育園との役割分担をしながら、児童ホームではこういうことができ、保育園ではこういうことができる。お金がかけられない。人がいない。現在の保育園を維持しながらやる。だけれども、面として広げていかなければいけないとしたら、それには何ができるか。そこまで現場としては一生懸命考えてはいるのですけれども、それを現在やっている保健師さんたちが情報を持っているよね、それを生かせないだろうかとか、そういう案とかは現場では考えられるのだけれども、それは保育課ではないよね、どこなのだろうというのが見えてこない。

先ほどからAさんがおっしゃっていて、実際、行政の公立保育園の園長がこういうことを言って何

なのですけれども、でもやっぱりいざやるときには、誰に、どこがやるかというのがはっきりしてこないから、なかなか進まないのだろうな。現場はいろんなことを、お金をかけなくてもできることを一生懸命考えますので、その取りまとめのところを、もう少し明確にさせていただけないかなという感じでした。

○会長

よろしいでしょうか。どうぞ。

○D委員

もし民営化になるとすれば、公立保育園としては公立の保育園を手放さなければいけないこともあり、やはりそこは今まで築いてきたきずなとか、そういったものが多分あって、それを断ち切らなければいけないという重みはあるわけですね。民営化すれば何がどういうふうによくなるのかというところが示されないと、みんなが納得できないかなというところはあると思いますので、皆さんの意見の中にもあったと思いますが、その辺を示してほしいと思います。

○会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがですか。

私、取りまとめ役として、今日皆さんからご発言いただきまして、今日のご欠席の方が珍しく多いということもあって、恐らくご出席なさっていたらいろいろな立場でのご発言があったであろうと思われませんが、先ほど来、皆さんおっしゃっているように、前回、局長がおっしゃった非常に漠然とした大きな枠の中でのお話が、もう一段具体化されて今回出てくると皆さん期待されていた。多分それがこの形でしか出せないという状況なのだろうと思うのです。皆さんがお話しのことは、恐らくかなりの部分、行政としてはお話し合いをされているのだろうと思うのですが、多分そこが出せない状況が段階としておありになるのだろうということを私自身は思います。

私は、今のお話を伺っていて、私も長くあいプラン等にかかわらせていただいて、市との交渉、あるいはさまざまな施策づくりというものにかかわっていますと、船橋の市の特徴として、各課の壁を乗り越えることの難しさ、つまり、今お話があった、ここの図にもありますが、幼稚園、そして具体的には認可外の保育施設、児童ホーム、それから、今お話に出てきた保健センター、家庭児童相談室、そして保育所、これはかなり課をまたがっている事業になるわけです。課をまたぎ、そして、またがなければ今の子育て家庭の支援が総合的に考えられないからこそ、このあり方検討委員会が開かれているんですね。つまり、それは今までの船橋市のあり方というのが、悪い言い方をすれば、行政のある種縦割りの中で、課をなかなか越えられなかった。この越えられない中で、市民の生活を中心に施策を考えるということができなかった。このことが今大きな問題として私は浮上してきているのだと思うのです。

ですから、皆さんがおっしゃっているように、次の課題は何かと言えば、今日も課長さんたちがたくさんおいでになっていらっしゃると思いますが、それぞれの課長さんたちがそれぞれの持っているある種施策、あるいは現場、その実践の場面をどう共有して、私たちが一次報告のところで議論したことにそれぞれが力を合わせながら新たな事業を組み立てられるか。そして、それをまた具体的に各課の事業に落としたときに、それがどうできるか。

よく国でもプロジェクトということをされておりますけれども、やはり新たなプロジェクトをきちんとつくっていただいて、そして、今のこの船橋市の中で緊急に抱えている待機児問題、あるいは先

ほど来議論している地域の子育て支援、支援が必要な子どもたちや家族への支援、そして、この問題を器として抱えていかなければいけない施設の整備、この問題を限りある資源の中でどう実現していくのか。

このことの中では、当然、部長、局長たちは各財政の部分や行政のさまざまなところとの調整があると思いますが、その調整をどういう工程でしてくださるのか。ここが見えないことには、今回、財源や場所を確保するために、先ほど既得権というのがありましたけれども、そこを譲らなければならない公立の保護者の方たち、職員の方たち、あるいは地域の方々、その、ものすごい痛みをどう了解していただくのか。これを了解していただくためには、それぐらいの市の新しいやる気とそれに向けての現実の工程、あるいは財源というものをきちんと示していただかないと、ここを説得に行かれない。これが多分皆さんがおっしゃっているこの委員会の役割を果たせないというご発言だったのではないかと私は感じております。

そういった意味で、今の船橋の市の状況の中では非常に厳しい要求だとは考えておりますけれども、あと残されている回数、私どもには3回しかございません。その3回の中で果たして何をするのか。あるいは3回でできないとすれば、その後どうするのか。この問題を市としてお考えいただいた上で、ここの委員会に提示していただきたいというのが私から申し上げることです。

一次報告を受けて、今回、市の考え方をお示しいただきました。それを受けて、これから2期の議論をするまでに実は既に1回半の時間がかかっておりますので、あと残された回数というのは本当に限られておりますけれども、その有効な進め方、そのためには具体的に何をすればいいのか、この論点についてまず皆さんで共有した上で、あと残された時間で議論したいと思っておりますので、その形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

Fさん、ご発言ありますか。どうぞ。

○F委員（有識者）

ちょっと一言、私の考え方を話させていただきたいと思っております。私は民営化賛成という形ですずっと考えていて、そういう思いでお話ししてきたのですが、その一つの根拠は、公務員の人事制度の体系の中では、やはり保育という仕事は必ずしも適切ではないという思いを私は持っております。

包括外部監査人のときに、医療センターの監査をさせていただいて、指摘させていただいた報告書の中に、事務局長と次長と3人の方の、着任してから監査した時点までの在留期間が、半年、半年、もう一人が1年か1年5カ月、平均すると3人の平均が1年たっていない。要するに、市役所の人事ローテーションの中で医療センターの経営ができますかという指摘をさせていただきました。定期異動だけが優先されて、医療センターの経営を軽視しているのではないかと。私は、でき得れば医療センターの事務局長とか次長という人たちは、5年、10年、場合によっては、適任者であれば20年やってほしいなという思いで報告書を書き、議会でもご説明させていただきました。

そういう基本的な考え方を持っておりますので、保育のあり方という意味では、やはり保育園の人事評価とか、あらゆるいろいろなやり方において近代的な経営手法を私は取り入れたほうがいいと。そのほうが市民のためになるし、最終的にはお金の問題も必ずや大きな成果が出てくると信じております。一応私はそういう考え方ということをお話しさせていただきます。

(2) 今後の論点について

○会長

それでは、論点に移らせていただいてもよろしいですか。

ここでもまた多分同じような議論が出てくるとお思いますので、こちらに移らせていただくということでもよろしいでしょうか。

それでは、市からのご説明をお願いいたします。

○保育計画課長

資料2をご覧ください。今後のあり方検討委員会で検討をお願いしたい論点について、ご説明いたします。

先ほど一次報告に対する市の考え方の中でもご説明いたしましたように、市では一次報告書や市民の皆様のご意見を受け、待機児童対策や地域における子育て支援、保護や支援を必要とする児童や家庭への支援などの新しい施策を検討しており、そのためには公立保育園の民営化による財源や人材の有効活用が必要であると考えております。

しかしながら、検討委員会でのご指摘、一次報告に寄せられた市民の皆様のご意見や他自治体における民営化の事例などから、民営化の際には在園している児童や保護者への影響、保育園を引き継ぐ法人の選定など、さまざまな点について配慮が必要だと認識しております。そのため、今後の検討委員会では、公立保育園の民営化に当たっての配慮事項についてご検討をいただくとともに、議事(3)で詳しくご説明いたしますが、公立保育園保護者と職員で構成する(仮称)公立保育園民営化配慮事項検討部会の設置の検討をお願いいたします。

以上でございます。

○会長

これは先ほどの議論と多分絡んでくるとお思います。そして、具体的に部会の設置ということで考えられているものが6ページに出てきておりますので、一括してこの論点について議論したいと思っております。もしお話しいただけるならば、一括して(3)のご説明をお願いできますか。

(3) 部会の設置について

○保育計画課長

それでは、資料3をご覧ください。部会の設置についての市の考え方でございます。

まず、部会設置の根拠ですが、船橋市保育のあり方検討委員会設置要綱第7条に「会長は、必要があると認めるときは、部会を設けることができる」という条文がございます。市としましては、7条に基づく部会を2つ設置していただきたいと考えております。

1つ目は、(仮称)保育連携準備部会でございます。検討委員会の中で、たびたび船橋市ではこれまでの保育にかかわる方々が一堂に会して議論や情報交換する場がなく、今回のような機会は重要であるといったご意見をいただきました。そこで、検討委員会終了してからも保育等の関係者が情報交換等のできる場を設置するため、まず、公・私立保育園、幼稚園、認可外保育施設の関係者の方々にお集まりいただき、協議会の設置に向けて準備を進めていただきたいと思っております。協議会設置後は、各施設の経験や実績を共有し、研修や情報交換することで船橋市全体の保育の質の向上を図っていただくと考えております。

2つ目は、(仮称)公立保育園民営化配慮事項検討部会でございます。論点のご説明の中でも触れましたが、今後、市が民営化を進めるときには、公立保育園の保護者の方や職員を交えて民営化を行

う際の配慮事項について検討を進めることが必要であると考えております。そのため、保護者5人、職員5人の計10人からなる部会を設置し、受託者選定方法、移行期の進め方及び民営化実施後の配慮事項等についての検討をお願いしたいと思っております。

続きまして、資料4をご覧ください。今後の検討委員会で検討をお願いしたい配慮事項検討項目の一覧でございます。対象保育所の選定、設置運営主体、事業者の選定、円滑な引き継ぎ、移行後の組織と役割についてご検討いただければと考えております。

なお、実際に議論に入っていただくときにはもう少し詳しいものをお示しし、それをもとにご議論いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

(ホワイトボード使用) ちょっと今、書かせていただきましたけれども、ここから具体的に議論できるのは、本当は11月18日というのは最終の報告の検討、できれば一次報告の出し方を考えると、11月4日にその案が出てこない、18日にきちんと議論することができないという状況にあるわけです。

私たちは限りある期間の中で責任ある議論をしたいと考えております。そういう意味で、この限られた期間内にできることを考えなければならぬわけです。先ほど来皆さんからの発言にもあります800余通の市民の方々、あるいは利用者の方々からのご意見、これを私たちは参考にして、そのことを有効にある種活用させていただきながら、この議論を適切に展開しなければならないと考えています。

そういった意味で、今日を入れますと4回になりますが、あと3回しかないという中で、やらなければならないことの優先順位をきちんとつけなければならない。具体的には、この部会の設置は、どこの段階でどのような形で設置を考え、そこにはどういう役割を考えていらっしゃるのかをもうちょっとお話しいただきたい。そうしないと恐らく皆さんも発言のしようがないだろうと思うのです。

つまり、私たちは、あり方委員会があります。もちろんここには市の行政の組織がある。ここに部会をおつくりになる。これは委員会の中の部会として位置づけるわけです。先ほどAさんからありましたが、部会はここ(11月18日)までの組織なのか、この部会の議論はどこに意見反映をされていくのか、そして、一体どの部分を市が発言なさるのか、あるいは市が確定する、つまり、市が責任を持つべきことは何なのか。

私たち委員会は、この書かれていることの中で何を確定させるのか、そして、この部会の一番大事なことは、どういう役割をいつまでに実現しようとしているのか。ここが見えないと、これをどういうメンバーで配置していけば議論できるのかということが見えてこない。もちろんこれは案ですから、私たちはこれを無視して議論することも可能ですし、これをそのまま追認することも可能ですけれども、少なくともこここのところの形は、市としてはどういうお考えなのか。特にこのスケジュールというものがどうなのかという判断だけはいただかないと私たちの議論ができないので、ここだけはもうちょっと説明をいただけますでしょうか。意味わかりますか。お願いします。

○健康福祉局長

今、先生のお話を伺って、今後の議論を整理しますと、一つは、新たに市がやろうとしている施策、地域支援を初めとする施策について、もう少し具体性を持った形での議論ができないのかということ

が一つだと思えます。それともう一つ、これは市からの今回のご提案でございますけれども、そのための財源、人材としての民営化という手法について、スムーズなやり方みたいな形についてのご提案をいただきたい。この2点だと思えます。

ただ、それをスケジュールとの関係で考えたときに、11月の中旬までに、今後何年間を見通した具体的な施策を個々具体的にきちんと整理するというのは、11月という日程だけを見ると、率直なことを申し上げると、これはかなり難しいところでございます。という状況からして、まずは、これは市のお願いですが、新たな施策を行うための前提となる民営化について、まずどういったスムーズなやり方があるのかについて、この委員会でこういうことをきちんと見なければいけないという大枠の着眼点みたいなものをご整理いただくことをお願いできないかというのが一つです。

そして、部会については、冒頭申し上げたとおり、できますれば保護者の方、保育園の関係者の方にお入りいただいて、現場のご意見、ご家庭のご意見、そういったところに即したもう少し詳細な内容みたいなもの、当事者の方でなければわからないような部分を整理していただく。それを場合によっては委員会にフィードバックするというのもあろうかと思えます。ただ、先ほどA委員からもご指摘がございましたが、では11月までにそれをまた整理できるのかということ、これも問題がございます。

ですから、それは議論の進展状況に応じて、例えば委員会が11月に一区切りした後でもまたそれを継続的に行うみたいなことはもちろん可能だとは思っております。そういったご意見を踏まえて、市としては、新たな施策の前提となる民営化の進め方について、委員会のご議論、部会のご議論をまとめて、それを踏まえて市として具体的にどう進めていくのか、そういった計画みたいなものをご提示するという役割分担になるのではないかと考えております。

○会長

いいですか。じゃ、G委員。

○G委員

少し後戻りして恐縮ですが、後に2、3にも関連してきますので、今までこの場で語られてこなかったことを市の方にもお伺いしたり、ご意見もお伺いできたらと思えます。それは資料1でいう公立と私立の役割という部分でございます。かなり限定されてきております。私どもから考えれば、この役割というものは、今、とても広範囲になってきております。希望もさらに広範囲になってきております。

例えば、ここに出ております一時保育、休日保育、会長さんの資料によると年末保育などもこれに出てきておる。それから、病後児保育、延長も公立は今7時までということになっているが、実際には民間では午後9時までお預かりしているところもいくつかあるという現状でございます。さらに、トワイライトステイだの、24時間保育だの、そして、大事な障害児の保育だの、さらにさらに、まだこれでも書き切れないぐらいあるかと思うのです。今、運営されている公立保育園の中で、ここでさらに絞って一時保育と障害児保育には力を入れていきますというニュアンスのことが書かれておりますが、これだけたくさんある中で、例えば、休日、祝祭日、年末保育、あるいは夜間保育等、公立は執行者が決断し、現場との調整がとれれば明日からでもできるのではないかと。それを全く触れないで絞っておるとするのは一体何なのだ、何があるのだ、どういう話し合いの中でやったださらないのか、という部分が今まで全く触れられてきていない部分かと思えます。

そして、民営化によって、例えば会長さんからちょうだいした民営化の資料の中でも、夜間、休日、

年末保育園の新たな保育ニーズへ積極的に対応する、そういう大変なことはみんな民間に押しつけようかと。これはちょっと民間の一委員としては理解に苦しむところで、公立の場合は確かにいろいろな制約があるかもしれない。しかし、それは我々に知らされていない制約であって、こういう公の場で、こうだから公立はここまでしかできないんだよ、一時と障害しか主にできないんだよ、長時間やることも休日やることも無理なんだよという、私どもを納得させる理由の説明をいただいております。これは民営化にも大変大きく関連してくることはないか。まずこのところをお伺いしたい。

次に、具体的な部会の構成等については、その折にまたご質問をさせていただきたいと思います。

○会長

具体的に公立保育所と私立保育所が今後どのような役割分担をしていくのか、あるいはそれは役割分担しないでみんな一緒にやっていくのか、そのこと自体を含めて恐らく議論することがこれから必要なのだろーとは思いますが。当然ですけれども、この船橋市の中で具体的にどういうものを保育サービスとして、例えば時間としてはどうなのか、開所する曜日としてはどうなのか、あるいは年間の開所日としてはどうなのか、こういったいわゆるサービスの種類としてどのようにこれからの保育を考えていくのか。これはある種議論しなければならないですし、あいプランの中でもかなり議論してきたところではありますので、そこを前提にした上で、船橋市は保育の具体的なサービスの枠組みをどのように考えられるか。

このことについては、保育課から既に今までの資料の中で出されていて、その上で、新たなものとして、公立保育園としては緊急一時保育とか発達支援を保育のところとしては充実させて、プラスしてこういった地域支援を担当したいという書き方がなされていると私は理解をしていたのです。休日とか病児、あるいは夜間の保育については、今までの話の中で言うと、最初的时候に書かれていたのでしょうか。この辺のところについては少し保育課からお話いただくか、あるいはこのことも含めて、今のご質問に対して、次回、全体としてどのようにお考えになっているのかということについて、資料をご提出いただくなり……。

はい、どうぞ。

○G委員

先ほどから、会長さんを含めて他の委員さんからも、あいプラン、あいプランという話が出ております。私はその作成には全く関与しておりませんでしたので、そこでこういうことが語られて、答えが出ているからという答えを聞いても、ああ、そうなんですかというわけにはまいらないので、あいプランから出発してこうなったのでしょうかけれども、あいプランでこう語られたからという説明は、ちょっと私には理解しかねます。

○会長

過去の保育のあり方、公私のあり方のところでも、余りこの議論はされていなかったんですね。当然、第一次の議論のときにこれはすべき話だったと思いますけれども、そこに今戻るわけにいきませんので、このことにつきましては、市から考え方を出示していただいて、その上で、次に民営化に当たってというこの議論の中で、もしもう一遍公私のあり方について議論すべきだということであれば、ここで議論するということになると思います。

私が先ほど会長資料ということで出させていただいたのは、これがいいと私は申し上げているわけ

ではなくて、民営化ガイドラインとはどういうものなのかということの一つの例として世田谷の例を出させていただいた話で、それぞれ自治体の中でいわゆる公立や私立の担っている役割は違いますので、船橋にこれを要求しようと思っているわけでも全然ありません。それは私の意図ではありませんので。ガイドラインというのはどういうものであり、つまり、そのことについてどう皆さんと議論していくかというときに、これぐらいのことは決めていかなければいけないという意味で出させていただいたものです。よろしいでしょうか。

○G委員

たびたび恐れ入ります。私は大変単純な疑問を持っているわけなんです。何でこれだけの幅広いサービスを要求される今、公立で対応することができないのか、考えられないのか、いずれにしてもその理由があるはずだと、それを教えてほしいと、ただそれだけでございます。

○会長

はい、わかりました。

じゃ、Bさん。

○B委員（有識者）

ちょっと整理しながら申し上げたいのですが、私は今後の進め方というのは非常に無理があって理解できないのですが、一つのやり方としては、まとまった部分もまとまらなかった部分もあるけれども、一次報告を我々としては出して、それを受けて、行政として、市としてやっていきますというやり方があったと思うのです。

ただ、そうではなくて、その後もさらにこの検討委員会で検討してほしいということで、検討依頼があるわけですが、では何を論点にしてほしいかということ、資料2、民営化に当たっての配慮事項についてということです。親委員会というか、この委員会、さまざまな立場の専門家の皆さんが集まっていって、民営化について今後絞って議論するのが適切かどうかというのは、大きな論点というか問題だと思います。

もう一つのやり方は、やはりせっかく論点についてさまざまな検討をし、一次報告に対する市の考え方をまとめられたわけだから、それを全体的にいろいろな立場の委員が集まって、さらに深めていきましょう、というやり方はあると思います。ただ、そのためには何をどう深めたらいいのですかというものは何も提示されていないわけですね。提示されているのは、民営化に絞って配慮事項を検討してほしいと。

さっき言いましたように、もちろんそこから財源の問題とかいろいろなところに波及していくわけですから、皆さんに関係しているといえば関係していますが、配慮事項ですよ。どちらかというと手続、そういう問題について考えてほしいと。それは、どちらかといえば全体で集まるよりはもう少し絞って、直接かかわりの深い立場の委員、あるいは専門家が集まってワーキンググループ、部会というものをつくって、そこで集中的に議論していくというのにある意味でふさわしいテーマだと思います。

そういう意味で検討部会をつくるというのならわかるのですが、ここで考えられている検討部会は、保護者と職員の方によって構成される。これは、全く私は理解できません。やるのであれば、ここの親委員会から何人か出て、その人たちが部会を組織して、そこで集中的に検討事項について議論する。ただ、11月という枠の中で何が議論できるかというのは、今後進めるに当たっての、

こうこうこういう点についてはきちんと配慮してくださいねという、そのぐらいまでしかできないですよ。そこまで集中的に議論する、それを親委員会にかけて承認する、せいぜいそのぐらいまでしかできないと思いますね。

ですから、保護者や職員の方を含めた説明、あるいは納得の場というのは別にやるべきものだと思いますし、11月までの間にどうこうということはそもそも無理があると思います。ただ、その前提として、先ほどから何度も委員からも出てきますが、なぜやるのか、やったらどういう効果があるのか、ここをこう変えますよとか、そういう青写真が市として明確に示されないと進められないし、その前提としてやります、やはり民営化が必要なんですという、そのベースの部分できちんと市から示されないと、そもそも進められない。枠組みがつくれないうわけです。

そういう意味で、私はこのご提示いただいた検討部会は全くおかしいと思いますし、まさに何が配慮事項かというのは、専門家も含めたこの委員の中で議論されるべき部分だと思います。実際にどう進めていくか、そこから先は11月以降の話であって、そこは市、行政も腹をくくる。私は最初から言ったように、公立か私立かという議論は、ここで十分できると思います。まとまり切らなかったかもしれませんが、その話と、プロセスというか、やるとなった場合にどうやって移行させていくかという話は別ですよというのは、最初から言っています。

まさにその後者の話というのは、やはり具体的に関係する皆さんと向き合って、ある程度時間をかけてやっていかなければいけない。ただ、その場合も、例えば保護者、職員の方と行政との話し合いになるのか、そうではなくて、ほかの自治体でも例があるように、そこにも公益的な第三者的な立場の委員がまとめ役として入ってやっていくのか、いろいろやり方はありますけれども、それもまた次の段階の話です。ですから、それも一緒にたにして11月までにやろうというのは、このスキーム自体が無理です。

さらに私は、もう一つの連携部会というのは、発想としては非常にいいと思うのですが、親委員会のもとに設置されるこの部会の性格もはっきりしないですよ。将来的に協議会を設置するのであれば、今の段階から独立してそういう準備会みたいなものをつくって立ち上げていけばいいわけで、11月という親委員会の枠組みがある中では、これもちょっと無理なスキームではないかと思います。

いずれにしても、この11月までにできることというのは限りがあって、前提としては、やはり市にしっかり民営化なら民営化を進めるのかどうなのかというものを具体的なプランとともにご提示いただいて、その上で、せいぜいどういうことに配慮したらいいですかという諮問を受けて、この点は外さないようにしてくださいという、場合によっては部会をここで組織してやっていく。そして、11月までにそれを出す。そこから先はまた次のステージという、それぐらいしか僕はないと思います。自分だったらそれしか考えられないですね。

以上です。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

○A委員

申し上げたいことはみんなB先生がおっしゃったので、大したつけ加えはないのですが、基本的に、スケジュールから見てまず無理だというのは全く同意です。次になるのがどこまで出てくるのかわかりませんが、民営化をどう進めるのかという現実的なものを含めた考え方が提示されて、それがこの委員会の中では、「この方針でいいですね、これでいきましょう」ということがあ

ってから次のステップの議論に入って、次の諮問ということになるのではないかと思うのです。本当にこれはB先生のご指摘のとおりですけれども、全く違ったレベルの話、ステージの話を一進に進めようという、何か議論の常套手段を全く外しているというのが非常に雑駁だなと。何でこんな雑駁な議論の進め方をするのだろうかというのが正直な感想です。

また、部会の設置というのが、あり方委員会の下部組織という中に当事者は入るべきではない。公立保育園利用者は、先ほども申しましたように、既得権をまず放棄していただかなければいけないわけで、その人たちに対しては、相対する正対する位置でなければならないはずですが、それがこのあり方委員会という第三者の諮問委員会の下部組織に入ること自体が、私はやはり納得できないというか、そういう発想の理解ができないですね。

いろいろな、こういうことに気をつけてほしいとか何とかというのは、骨格が決まってからでないと話せる話ではないので、それは本当に理解できない進め方です。やはり別の協議体をつくるという提案を本来ならすべきなのではないか。それをどうスケジュールで動かしていきたいというような提案であれば、ここの委員会でだって考えることができると思うのですけれども、部会を設置して意見を聞いて、それでどうでしょうかと、それはどうもこうもないよなど。

以上です。

○会長

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○C委員

私も同じ意見です。この短い期間の中に両方の部会を設置して、とても結論を得られるような内容ではないと思います。この間、市は関係のある父母の合意を得ない限りは民営化はしないのだというスタンスをとっていたわけですから、やはり合意を得られるようなつくりと得られるような説明をきちんとしない限り、合意はできないわけですから、もう少しきちんとしたものが必要だと思います。この委員会の中で下部組織として部会を設定するということには、非常に無理があると思います。

○会長

この問題、今回、この委員会の2期でその話を進めることについて、今、市の提案に対して委員会でかなり議論がなされ、お三方からの意見がありました。また、G委員からもこの課題の中で全く入っていない、一次で出された問題について、市から出てきた考え方をもう少し精査をしていく必要があるのではないかということがありました。課題は民営化に当たっての配慮事項ではなく、むしろ民営化をするということを前提にした場合のスケジュール、あるいはその枠組み、具体的なプランです。先ほど来お話がありますが、ガイドラインとはどんなものかということでお示しさせていただくために、今日は東京の世田谷区でつくったガイドラインを用意してもらいました。

私はこの9月で世田谷区の社会福祉サービスの苦情審査会の委員を3期務めて終わりました。これをご覧いただきますと、元々、区は保育園の5カ所の民営化を決められました。5カ所の民営化園、そして、指定管理なのか民間委託なのかという民営化の手法までは区がお決めになりました。その後、保育をつくり上げていく部署が、利用者の方、それから、世田谷区もさまざまな待機児がたくさん当時からおりましたので、その待機児として保育園に入れていない方たちを含めて、それから、主任児童委員の方や保育園の関係者などにお入りいただいて、こういう会議体をつくりたいと。ついては、私は苦情審査会の委員をしておりました関係で、そこが区民のさまざまな意見を調節する役割をして

ほしいということで、私もこのメンバーとして調整をするところに入って作り上げたものがこれです。

つまり、私が何を申し上げたいかという、市が一体何を確定させるか、そして、市は行政として何をどこまでに実現したいと思っているのか、そのときに、具体的なこの委員会に課せられている枠組みとは何なのかということなんですね。この細かいことを議論していくためには、やはり何十回という会議が必要になってくるわけです。これはやはり具体的に決めていくものです。ですから、先ほど来皆さんおっしゃっているように、ここの委員会としては、委員会終了後、具体的にこういったガイドラインをつくるための、保護者や関係者を入れた委員会をこういう形でつくっていただきたい。そして、可能な限り利用しておられる子どもや親たちに対して影響が最小限で済むような、そして、できる限り、今、待機しておられたり、あるいは保育園を必要としている地域で暮らしている方々に対して、きちんとサービスが届くような仕組みをつくり上げるために、民営化をどうしても進めなければならないときの配慮を、時間をかけて進めていただきたい。このような枠組みをこの委員会で作らせていただく。今の皆さんのご意見の中でいくと、多分そういうことがここの第2期の課題として大きく出てくる問題ではないかということ、今の皆さんのご発言の中から感じたわけです。

具体的な配慮のさまざまな項目というのは、その枠組みさえきちんと決まっていれば、つまりそれは、先ほども申し上げましたけれども、この事業からすれば何年に何園を民営化しなければならないと考えているのか。あの800のご意見の中には全園民営化すると感じていらっしゃる方たちもいらして、こんな疑心暗鬼の状態に保護者を置いておくということは、この委員会としても全然本意ではないわけです。そういう意味では、いつ、どのような形で、何園を委託するのか、あるいは指定管理に出すのか、これぐらいのことは最低限きちんと決めていただかないと、ここでどう配慮していくのか、それはどのスケジュールで、どんな形でこれを決めていけばいいのかという議論がなかなかできないということになります。

そういった意味で、是非今の皆さんからのご意見を真摯に受け止めていただいて、この委員会に対する2期の課題の提示を再度調整していただけたらと思うわけです。具体的には、もう少し時間がございまして、皆さんからこのことについて、2期は是非このことを話し合いしたいということでご意見がいただければと思いますし、先ほどG委員から出されたことはまさにそういうことだと思います。もし例えば公立保育園の役割はこの図でいいのかというのは、多分この報告書に関するご意見だと思いますので、そういう形で議論が進められればと思います。これについていかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

○健康福祉局長

若干ご説明不足だったところもあり、おわび申し上げますけれども、部会というのは、今回、委員会の下に位置づけるという形にはさせていただいておりますが、期限的なものについては11月で終わりということは考えておりません。ここはちょっと説明不足だったのかもしれませんが、仮に民営化ということになれば、まだまだ時間も必要とします。そこに至るまでの間で種々の調整、種々のご議論は必要になりますので、できればそういう場として引き続きこの部会の場を活用していただくということは考えておりました。ですから、必ずしも11月までに終わらせるということではございません。

あと、それぞれの議論の役割分担ですが、まず第一に考えなければいけないのは、本委員会のとりあえずの今の期限が11月ということになっていて、その11月までの間にどこまでご議論いただけるかとなりますと、先ほど先生からもお話がありましたけれども、一次報告書で今後の施策の方向性を

お示しいただいて、今回、市として具体的なメニューとしてこういうターゲットを考えていきたいということをお示しさせていただきました。

それに加えて、これは民営化が前提になる部分がございますので、では、その民営化を進める場合に、どういう点に気をつけなければいけないか。そういう大枠の着眼点を先ほど申し上げましたが、お示しいただけるとありがたいかなと考えております。そして、部会でございますけれども、先ほど申し上げたように、11月という期限にかかわらず、ご納得いただけるまでご議論していただける場として、この配慮部会というのを考えたい。

もう一つ、施策の中身について、今回は総花的みたいな形になっておりますが、ただ、当然優先順位があり、財源との関係でのいろいろなチョイスの問題もありということですが、そのときに公と私、さらには幼稚園といったいろいろな役割分担もあります。それをさらに深めて、具体的な中身を持つてのご議論というのは当然必要になってきます。そこは、例えば今回提案させていただいている連携部会というものがございます。この連携部会の中で10月14日には市はこういう粗々の考え方を示したけれども、これを具体的な施策に反映するためには、各当事者間のご納得のもと、どういう形が具体的にあるかというのを、この連携部会の中でもそれぞれご議論いただくということも考えております。

ですから、まとめますと、繰り返しですが、委員会では民営化に当たっての配慮事項の大枠の着眼点についてのご議論をいただきたい。場合によっては、加えますれば、市が今回示しました市の施策の考え方についてのさらなるご提案等々ございますれば、それをいただきたいということ。部会にあっては、移行に当たっての配慮事項について詳細な詰めをする。もう一つは、市の施策についての具体論をさらに深めていただく。これは連携部会のほうですが、そういった役割分担を考えております。

○会長

いかがでしょうか。今のお話の中でちょっと補足していただきたいのですが、この委員会自体は設置要領が何年までという形が多分決まっていたと思えます。今、局長がおっしゃったのは、私どもは11月18日をこの委員会の終わりと考えておりましたけれども、この部会と考えると、どういう関係でこれ以降を続けていかれるのかということ。

それから、具体的には、これは準備部会と検討部会という名前が考えられているわけですから、多分これも意図があるのだろうと思うのですが、この問題について、今現在の段階でお話いただいたほうがいいのか、あるいはここでもう少し、あと10分しか時間がないので、議論させていただいた上で、来週の次回までに、ご議論いただいた上でご報告いただくという、再提案という形をお願いしてよろしいでしょうか。ちょっとご検討ください。

○健康福祉局長

詳細な詰めはもう少し検討しなければいけないと思えますけれども、それぞれの部会、例えば配慮部会につきましては、さらに引き続いてやるのであれば、そのままの名前で、そのままの位置づけで残すのか、それともこの委員会とは一歩独立した形の別の組織に衣替えをして残すのか、その二様のやり方があると思えます。

ただ、その前提として、もしぶら下がった部会として残すのであれば、当然、本委員会自体もそのまま継続し、場合によっては開催になるのか、それとも本委員会は休会でとりあえず部会の議論を見守るという形にするのか、それは二様のやり方があると思えます。そこは検討いたします。

○B委員（有識者）

繰り返しになりますけれども、私は親委員会の委員で構成されない部会というのは、私個人としては認められないです。それはまた別途配慮すべきものであって、つまり、それは部会と親委員会との関係、あるいはその部会がどういう権限を持つとか、そういうのは一切関係なく置くというようにしか今もお聞きできないので、私は反対です。

○健康福祉局長

今回、仮称という形でご提案させていただきましたけれども、先生のご意見は大変ごもっともです。もう一つは、私としても11月までという本来の親委員会の元々の期限がございました。その期限とかかわりなく部会だけが存続しますというの、若干無理な部分もございますので、今の先生のご意見を踏まえると、これがぶら下がった部会ではなく、別の例えば独立した組織としてつくるということも、それは一つのやり方だと思います。

○A委員

1つのやり方とか、そういう問題ではなくて、本当に親委員会のない部会というのはまず筋道としてあり得ないですから、親委員会を休会して部会だけ継続していくとか、そんな無責任な検討というのが船橋は通用するんですか。私はそこがまずそもそも信じられない。基本的に私はB先生のご意見と全く同じで、この部会という考え方自体に本当に反対です。これを提示する限り、私はこれは議論する余地はないと思っています。

○会長

あと残されている時間が5分ですので、これから来週に向けて、私も会長としてこの部会等の再提案を要請したいと思っております。皆さんの中からこの部会のあり方、あるいはこの論点についての考え方、先ほど局長からは民営化に当たっての大枠という話がありましたけれども、具体的に市の提案はどうされるのか、そして、その市の提案とこの委員会での検討はどういう順序で行われていくのか。

ここはとても大事な順序性です。この問題、つまり、民営化は市としての判断がなされていく、そのもとで、どういう形で最も子どもたちや利用されている保護者の方々に対する十分な配慮ができるのかということを考えるのが多分この委員会の課題です。そういう意味では、そのときにどこまでならばこの委員会が2回の議論の中でその枠組みが決めるのか。これはやはり非常に大きな枠組みの部分だと思いますけれども、この大きな枠組みはどこまでこの委員会に権限が与えられるのか、この辺のところは明確にさせていただかないと、委員会での議論ができないと思いますので、これについての今の段階でのお考えがあればお話しただけですでしょうか。

○健康福祉局長

民営化についての市の考え方でございますが、本日こういったペーパーでお示しさせていただいたものでございまして、まずは、民営化について市は検討しているということについてご了解をいただくというのが第一弾でございます。その上で、しならば市としては具体的な内容としてどういう民営化の手順みたいなものを考えているかというのは、例えば次の回とか、そういった議論の中でお示しするようなことができればと思います。

ただ、前提として、例えばほかの市がどういうやり方をしているかといった例も含めて、船橋とし

てのどういったやり方があるかというのはお示ししたいと思います。何分、本日申し上げましたので、その段階で具体的内容までといってもなかなか難しいところもございますので、そういった段取りをお許しいただきたいと思っています。

それと、部会の位置づけでございますが、本委員会にぶら下げるべきものなのか、それとも別組織にするものか、大変恐縮ですが、早急に検討したいと思います。ただ、仕組みよりも、元々の問題意識は、とにかく民営化の配慮についても、やはり保護者の方、関係者の方にお入りいただいたご議論が必要だという点、それと今後の船橋の子育てを考えたときには、さまざまな関係者が連携する場が必要だという点、実質的な意味においてはそれが目的でございます。あとは形としてどうするかというのはご議論いただきたいと思っています。

○会長

形としてどうするかということは、むしろ市のほうが考えることだろうと思いますので、こちらとして考えるべきことは、恐らく中身として、部会になるのか、こういう会議体が有効かどうかということについて、それは中身も含めてですけれども、議論させていただくということだと思います。そこのご了解をいただけるように、次回、この枠組みがある程度提示されたところで皆さんと議論させていただく。そのような手順でどうでしょうか。

○B委員（有識者）

今、形式の問題だとおっしゃいましたけれども、僕はやはり今の段階で具体的な配慮事項を保護者の方とつくっていきましようという、まずはそれ以前のプロセスをいくつか踏んだ上でそれをやらないと、戸惑われるのではないのでしょうか。あるいは反対、反対というところで終わってしまう。

○会長

ですから、それをいつ、どのようにつくるのかということを含めて、ここではこういう会議体をちゃんとつくってくださいと言うところで終わりにするのか、そういうことだと思います。そのような形での議論はここで、要するに、保護者とのこれからのすり合わせはどのようにしていくのか、あるいはそれは保護者なのか。民営化のプロセスをどのように話し合いを展開していったらいいのか、あるいはどういうところまでを決めなければならないのかということの柱立てを多分ここでしなければいけないと思いますので、そんな議論を次回させていただくということになるだろうと思います。

Cさん、どうぞ。

○C委員

その前提条件として、財政の効率化をするのだということと民営化が必要なのだという市の考え方があるならば、それはやはりきちんと、今どういう民営化をするのかという提示もないし、本当に子どもに犠牲を払っただけの財政が潤うのかとか、そのような具体的なものが何もなくて、ただ保護者との関係だけを何とかということ、ここでは話ができないと思いますね。

○会長

はい、どうぞ。

○A委員

こういった配慮が必要かとか、いろいろガイドラインの考え方とか、あり方委員会の中で考えようと思えばやってできないことはないと思うのですが、会長から民営化のガイドラインをいただいてよかったなと思うのですが、もうちょっと民営化のやり方をみんなで研究したほうがいいのではないですかね。そういう時間をとってもよろしいのではないですか。

よいガイドラインをつくっても、その後維持されなくて、その後の保育ががたがたになった自治体をたくさん見えていますし、本当にいろいろな自治体でいろいろなガイドラインをつくっていらっしゃいますから、もうちょっと資料収集から提示していただかないと、私も先生が出してくださったこのガイドライン1つだけで、これにプラスアルファ何が必要なのかというのは、なかなか言われてもわからないところがあります。最低でも横浜、名古屋、大阪とか大都市圏で粛々と進めているところがありますので、そういったところでどういうガイドラインを持っているか、持っているのならそれを資料としてちゃんともらって提示していただくようお願いしたいと思います。

○健康福祉局長

貴重なご意見ありがとうございます。できますれば次回にでも、例えばほかの市の実例とか、こういった民営化の進め方をやってきたのかというのをご紹介して、この委員会で、先ほど私が何度も申し上げていますが、進め方の配慮事項なりの大枠をご議論いただければありがたいと思っております。

○C委員

その民営化の進め方をここでいうのではなくて、民営化をしてどれだけ財政が潤うのか、そもそも民営化をするべきなのかというのが全く提示されていないわけですから、それをきちんとした形で提示していただいて、ガイドラインというのはその次だと思うんですよ。この間、民営化のガイドラインということは一次報告の中にも出てきていないですよ。ですから、ここでガイドラインということではなくて、民営化することの是非、本当に子どもを犠牲にしても民営化するだけの利があるのかということがきちんとやはり提示されない限りは、その先の話ができないと思うのですけれども。

○会長

それは出していただくということが前提です。

○健康福祉局長

時間の関係がございましたので、並行して資料として提示させていただきたいと思えます。

○A委員

他市のガイドラインについては生の資料で出していただいて、事務局で編集しないものを出してください。

○会長

よろしいでしょうか。もちろん、そういった資料の提示については、今回の議論、もう来週ですので、できれば明日ぐらいまでに例えばこういう資料を提示してほしいということをお願いしたいと思います。今日たくさんの要請がありましたので、事務局は大変だと思いますけれども、鋭意努力して、私どもの議論が無駄にならないような形で、次回の議論のための資料づくりをお願いしたいと思います。委員の方からもし資料請求がありましたら、明日までに事務局にご提示ください。

○C委員

今言った以外ですか。

○会長

はい。

○A委員

今言ったことはOKですか。

○会長

もちろん、それはOKです。例えばできない場合には、いつまでにできるとかという形での提示をしていただければと思います。

それから、事務局から何かございますか。

(4) その他

○事務局

次回の会議についてですけれども、来週10月21日木曜日、午前9時30分より、今日と同じ第1会議室にて開催を予定しております。お忙しい中、2週続けてで申しわけありませんが、よろしくお願いたします。

○会長

それでは、本当に皆さんお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。第10回の検討会をこれで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

11時35分閉会